大野城市市民公益活動促進プラットホームポイント管理用端末貸与事務 取扱要領

> 平成30年12月25日 要領第9号

(趣旨)

第1条 この要領は、大野城市市民公益活動促進プラットホーム管理運営要綱(平成30年要綱第37号。以下「要綱」という。)第31条第2項に規定するポイントの付与を行うためのタブレット型専用端末機器(付属品を含む。以下「専用端末」という。)の貸与事務を適正に行うため、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において使用する用語の意義は、要綱において使用する用語の例に よる。

(貸与物品)

第3条 貸与する物品は、次表のとおりとする。

貸与物品	備考
専用端末	付属品(データ通信用SIMカード、タブレッ
	ト端末用ACアダプター及びスタンド兼用端末
	保護カバーをいう。)を含む。

(貸与の対象)

第4条 運営管理者は、登録団体に専用端末を貸与する。

(専用端末の貸与)

第5条 登録団体は、専用端末の貸与を受けるときは、大野城市市民公益活動促進プラットホームポイント管理用端末借受書(様式第1号)を運営管理者に提出するものとする。

(貸与期間)

- 第6条 専用端末の貸与期間は、専用端末を貸与した日から次の各号に掲げるいずれ かに該当したときまでの日とする。
  - (1) 登録団体が要綱第12条の規定による届出を行ったとき。
  - (2) 登録団体が要綱第13条の規定により登録を取り消されたとき。
- 2 登録団体は、前項の貸与期間が終了したときは、速やかに専用端末を運営管理者に返却しなければならない。

(貸与数量)

- 第7条 貸与する専用端末の数量は、登録団体当たり1台とする。ただし、運営管理者が必要と認めた活動を登録団体が行うときは、臨時に必要な数の専用端末を貸与することができる。
- 2 前条第1項の規定にかかわらず、登録団体は、前項ただし書の規定により臨時に 専用端末の貸与を受けた場合において、運営管理者が臨時に貸与することが必要と 認めた活動が終了したときは、速やかに専用端末を運営管理者に返却するものとす る。

(専用端末の管理)

- 第8条 登録団体は、善良なる管理者の注意をもって専用端末を維持管理し、適正な 使用に努めなければならない。
- 2 登録団体は、専用端末を改造してはならない。
- 3 登録団体は、専用端末について、故障、破損、紛失等の事故(以下「故障等」という。)が発生したときは、速やかにその旨を運営管理者に報告し、その指示に従うものとする。ただし、登録団体の重大な責めに帰すべき事由により故障等が発生したときは、登録団体が責任を持って修理し、又は弁済しなければならない。
- 4 登録団体は、専用端末を要綱第3条第2項に規定するプラットホームの目的にの み使用し、他の目的で使用してはならない。
- 5 登録団体は、専用端末を譲渡し、又は転貸してはならない。

(費用の負担)

第9条 専用端末を使用するために必要な費用(データ通信費を除く。)は、登録団体が負担するものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、専用端末の貸与に関し必要な事項は、市長が 別に定める

附則

(施行期日)

1 この要領は、平成31年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この要領の規定による専用端末の貸与及びこれに関し必要な手続その他の行為は、 この要領の施行の目前においても行うことができる。

## 様式第1号(第5条関係)

大野城市市民公益活動促進プラットホームポイント管理用端末借受書

プラットホーム運営管理者 様

借受日	年 月 日
認証ID	
ふりがな	
団 体 名	
主たる事務所	
の所在地	
ふりがな	
代表者の役職	
及び氏名	

下記の物品を確かに借り受けましたので、大野城市市民公益活動促進プラットホームポイント管理用端末貸与事務取扱要領(平成30年要領第9号。以下「要領」という。)第5条の規定により本借受書を提出します。

なお、借受けにあたっては、要領の規定を遵守します。

記

## 1. 貸与端末管理番号

## 2. 貸与物品

貸与物品	備考
専用端末	付属品(データ通信用SIMカード、タブレット
	端末用ACアダプター及びスタンド兼用端末保護
	カバーをいう。)を含む。